（参考様式７）

令和　年　月　日

○○　○○　殿

○○農政局地方参事官（○○）

令和　年産の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業について

（改善指導）

令和　年度の出荷数量が当初契約数量を大きく下回ったこと等の理由書等を精査した結果を踏まえ、令和　年産においても同種の作物に対する経営所得安定対策等の交付申請をお考えである場合には、下記につき栽培管理の改善が必要であることをお伝えします。

令和　年産において、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の対象作物について、引き続き収量が相当程度低く、かつ、必要な栽培管理の改善が確認できない場合、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象となりませんので御留意ください。なお、低単収となった場合の理由については、下記の注意点についても御留意ください。

記

１．　地域における標準的な栽培時期に必要な農作業を行うこと（下表参照。）。○月以降に播種している場合は、適期の作業がなされていないものとみなします。

２．　対象作物（○○）以外の植物について、ほ場において対象作物（○○）よりも優勢になることのないように効果的な防除を行うこと。対象作物（○○）以外の植物が対象作物（○○）よりも優勢になっていることが確認された場合、必要な防除がなされていないものとみなします。

３．　湿害が発生しやすいほ場について、効果的な排水対策を行うこと。湿害の影響が軽減されていない場合、必要な対策が講じられていないものとみなします。

※３は必要に応じ記述してください。

４．　・・・・・・（その他、農業者の状況に合わせ必要に応じ記述してください。）

（注意点）

　○○○○は、低単収の合理的な理由にはなりません。

（参考）地域における標準的な栽培時期

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | は種期 | 収穫期 |
| *○○県* | *飼料用米* | *○月○旬～○月○旬* | *○月○旬～○月○旬* |
| *○○県* | *WCS* | *○月○旬～○月○旬* | *○月○旬～○月○旬* |

（県の普及組織からの聞き取り）

（参考）

収量が相当程度低い場合の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付について

〇　水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものです。

〇　このため、対象作物の収量が相当程度低い※１場合には、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象とはなりません（交付後に対象とならないことが明らかになった場合は返還していただきます。）が、地方農政局長等の求めに応じて、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその証拠書類※２が提出され、収量が相当程度低くなったことの合理的な理由があると確認できる場合には、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象となります。

（※１）収量が相当程度低いとは、

①　新市場開拓用米及び加工用米にあっては、当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の８割に満たない場合

②　飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）及び米粉用米にあっては、　　10ａ当たりの収量が地域農業再生協議会で定める標準単収値よりも150kg以上低い場合

③　飼料作物及びWCS用稲にあっては、各都道府県農業再生協議会等が定めることとしている基準単収や平均単収と比較し、それらと比較して明らかに収量が低いと判断される場合

④　その他の作物にあっては、近傍のほ場の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低い場合

をいいます。なお、畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物にあっては、交付申請の有無にかかわらず、面積払の交付対象とならない場合には、水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業についても交付対象とはなりません。

（※２）提出いただく証拠書類は、以下のア～エのすべてです。このほか、地方農政局等から追加書類の求めがある場合には、定められた期限までに提出することが必要です。

ア　収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）

イ　適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ウ　ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）

エ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）

〇　合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア　収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ　適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合

ウ　ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

エ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

オ　管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合